○23番(江原一雄君)〔登壇〕

おはようございます。1番目の質問者として緊張するわけですが、議長の登壇の許可をいただきましたので、3項目について質問したいと思います。

第1点に市民病院問題について、第2点に農政について、第3点について学校教育施設について質問をさせていただきます。

まず第1点ですが、市民病院問題についてであります。

私は今回の一般質問の通告を3点申し上げましたが、第1点の市民病院問題について、この答弁者につきまして3名の答弁者を要求いたしました。1人は当然樋渡市長、もう一人は8月1日付で市民病院の医療統括監に辞令を交付されております蒲池真澄氏、で、3人目に市民病院の責任者であります樋高病院長に答弁を求めました。ところが、蒲池医療統括監については、答弁席には求めない、出席をさせないという返答であります。このことについて後ほど質問したいと思います。樋高病院長が御出席していただいておりますので、樋高病院長に最初に診療業務のこともございますので、先に答弁を求めたいと思います。

実は、9月9日には事務局から私、ファクスをいただきまして、診療業務のため欠席届が 市長から来ておりましたが、時間を割いて樋高病院長は今回出席をしていただいております ので、診療業務のことも考えまして、質問をさせていただきたいと思います。

今、武雄市民病院問題は、まさに武雄市政だけでなく、南部医療圏、杵藤広域圏の各自治体にとっても、そしてまた、県内の医療行政に携わる皆さん、また、まして県政の問題としても大きくクローズアップされているところでありますし、ひいては全国にこの武雄市民病院問題がクローズアップされているわけでございます。

そういう中で、何が問題なのかということで絞ってみたいと思います。さきの7月19日、 佐賀県医師会、そして、お隣長崎県の医師会の先生の皆さんたちが一般市民にも呼びかけた セミナーがございました。公立病院に関するセミナーでございます。

ここに基調講演をしていただいた長隆先生、この方は公立病院改革懇談会の座長を務めていらっしゃるわけですが、一昨日の佐賀新聞にそのときのセミナーの様子が掲載をされておりますので、市民の皆さんもごらんになられたかと存じます。この長先生が申されていることを紹介したいと思います。

最後の結論のところでありますが、「武雄市民病院のようにいきなり民間移譲する場合は、公開の場で進めることが重要になる。公開で進めたことで地域医療機関との連携も問題なくうまく進んだ例もある。早急にことを進めると、公平さや透明さに疑問が生じる。経営形態の変更は一点の曇りがない形で進めるべきだ」、こういうお話を基調講演でしていただいております。

私は、この市民病院問題につきまして、3月定例会、6月の定例会で一般質問をさせていただきました。また、5月30日、7月16日の臨時議会の中ででも市民病院の問題につきまし

ては、今までより充実をして、公立市民病院として武雄市民病院を存続し、地域医療の中核 センターとして、2次医療を賄い発展させていく、その立場で質問をしてまいりました。

しかし、残念ながら、市長のもとであっという間に議会の多数の数の力で今、民間移譲ということで、福岡和白病院、医療法人池友会に基本協定書として締結をされ、医者の派遣が進んでいるところであります。

私は今の現状に照らして、もう一度さかのぼりまして、樋高院長に2点お尋ねをしたいと 思います。

まず1点は、さきの6月議会で答弁をしていただきました平野議員の質問に対して、6月定例会で、昨年11月13日、蒲池氏から電話があったことを認められました。その中の答弁で、樋高院長は「うちのところと医療に関して関係ができたから、今後、詳しいことは私は今からしゃべられんけど、よろしくと。そういうことです。余り詳しいことは聞いていません」、こういう重要な答弁をしていただきました。

私はこの答弁を改めて読んでみますと、「うちのところと医療に関して関係ができたから」、これはどういう意味を示すんでしょうか。「うちのところと医療に関して関係ができたから、今後、詳しいことは私は今からしゃべられんけれど、よろしくと」、この答弁について改めてお聞きをしたいと思いますが、詳しく御説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

〇議長(杉原豊喜君)

樋高市民病院長

〇樋高市民病院長〔登壇〕

お答えいたします。

今、江原議員さんが言われた内容のとおりでございます。ほかに医療に関するということ 以外に私は全く何も聞いていません。もちろん、蒲池真澄先生とは、私、福岡県立修猷館高 校ですけれども、高校の7級先輩でありますし、九州大学第一外科の医局員の時代はすれ違 いで存じないんですけれども、先輩でありますし、蒲池先生が下関で最初に開業されたとき、 私自身は国立下関病院の外科医師として勤務しておりました関係で、昔のことをよく知って おる関係でそういうあいさつをされたということ以外に、ほとんど内容としては深いことは ありません。

私としては、蒲池先生のほうからそういうことを話していただいて、非常にびっくりいた しましたが、同時に現場の責任者として話していただいて、それは率直なことで、ある部分 先輩として懐かしい思いもした次第でございます。それ以外に何も深いことはありません。 以上です。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

なかなか言いにくいことかもしれませんけど、言いにくいというよりも、私は率直に樋高 院長が6月の定例会で御答弁をされたのではないかと思うところであります。

私はこの「うちのところと医療に関して関係ができたから」、これを要約しますと、私流に解釈しますと「うちのところ」というのは、いわゆる医療法人池友会ですよね。イコール福岡和白病院と、「医療に関して関係ができたから」、これは紛れもなく樋高院長が仕事をされている武雄市民病院と関係ができたからということに解釈できるのではないでしょうか。ですから、これはまだ昨年の11月13日です。私は武雄市民病院が福岡和白病院という病院の名前さえ知りませんし、この11月13日の後、9日後ですが、11月22日の日に武雄市民病院に出向きまして、総務常任委員会を開催させていただきました。その場で今後の武雄市民病院の今の現状と今後のことについても御報告をいただき、勉強会をさせていただきました。私はそのとき初めて樋高院長に名刺をお渡しして、直接個人としてもお話をさせていただきました。

この11月の出来事と、昨年、平成19年度といいますのは、6月定例議会の中で樋高院長が、私ども総務常任委員会の所管でございますので、市民病院が。初めてごあいさつをされまして、平成19年度、市民の期待にこたえるために、単年度黒字を目指して、職員一丸となって頑張る決意をお話ししていただきました。それが6月、9月、11月のそうした平成19年度、紛れもなく武雄市民病院が本当に黒字化を目指して病院長を先頭に頑張っていただいていた、そのやさきもやさきであります。ですから、私が、また市民も全くそういう市民の表舞台ではなく電話でそういう形で、先ほど指摘しましたこういう電話がかかってきている、よもや何にも知らないわけです。この11月13日以降、まさに現場の職場が一変したのではないでしょうか。

先ほど申し上げましたように、3月定例議会、6月定例議会、そして5月、7月の臨時議会の中で、さまざまな形で指摘を私もしましたし、また、同僚の議員の皆さん方もさまざまな視点で質問をさせていただきました。樋高院長に、「うちのところと医療に関して関係ができたから」と今申し上げました。

11月22日、こういう話はされませんでしたが、あの11月22日、総務常任委員会を開催した日に、こういうお話はあったわけですよね。そのときにどういうお気持ちで11月22日の総務常任委員会に御参加できたのか、思い出すことができれば御答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

樋高市民病院長

〇樋高市民病院長 [登壇]

お答えいたします。

22日のことは、私、昨年の11月13日の時点から、余りに激動の状況が多くて、余り詳しく

覚えていません。私の信念の中では、私が2000年の2月1日に市民病院の院長を引き受けさせていただいたときから、一貫して市民の医療が継続して発展するようにということを願っておりますし、地域の医療機関、先生方、皆さんと一体となって、市民病院が一つの中核となり、武雄市の医療機関が全体として一つの医療の仕組みを構成していくようにということと、職員の皆さんが前向きに楽しく、そして市民の皆さんに優しくという医療を目指してきたという、この1点だけでありますし、それがずっと続けてきた理由でありますし、けさも私、市議会議場に来る途中、NHKでありましたように、銚子市民病院が突然閉鎖したというニュースが流れておりました。ああいうふうにならないようにすることは非常に必要だという、このことも痛感しております。

そのとき私は、13日の話を全くしなかったといえば、多分話していないと思いますが、その時点で話すということの必要性を感じなかった部分であります。いたずらにいろんなことを私が言うことによって混乱させるのを差し控えたいと思いまして、当時は言わなかったと思いますが、市民の医療が守られるということと、職員と一緒にずっと働いていきたいというこの2点、それと地域の先生方と連携して、輪を持ってやっていきたいと、このことは一貫して変わりありません。そういうことでお答えにかえさせていただきます。

以上です。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) 〔登壇〕

なかなか最初の質問で言われたように、「うちのところと医療に関して関係ができたから」という蒲池氏の言動に対して、それ以上のことは申されません。そういう意味では、今後、このことについて明らかにしたいと思います。

樋高院長にお伺いいたします。

8月1日付で市民病院事業の設置等に関する条例施行規則が改正をされました。ここの第5条に「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する。」、そして、この第2項に「病院長は、上司の命を受け、院務を統理するとともに、所属職員を指揮監督し、医療法による管理者となり、診療業務を掌理する。」、こういう規則が、いわゆる病院長は市長から上司の命令、いわゆる医療統括監の命を受け、院務を統理する。そして管理者となり診療業務を掌理する。仕事そのものは全く変わりません。しかし、命令を受けるその上司は、市長から医療統括監に変わっております。

ここのことの変わりについて、いつ知らされておられるのか。そして、これが現在どのように機能しているのか、以前と違うのか、そこのところを明確に御答弁いただきたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

樋高市民病院長

〇 樋高市民病院長〔登壇〕

お答えします。

その医療統括監のこととか、その条例に関しては、8月1日の時点で私は詳しく知らせていただきました。現在の業務としては、前と全く一緒でございます。医療統括監が来られまして、いろいろ我々の市民病院に関して、救急医療に関して、統括監の持っておられるいろんな知識、そういうアドバイスをいただいていろんな業務を円滑に進めるための役に立たせていただいておるという状況で、業務自体は非常に救急医療が繁忙になりました関係で、前にも増して忙しくなったという状況以外には全く変わりません。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

7月28日に、池友会と基本協定を締結されました。そして、多分8月1日付で辞令が交付をされていると思いますが、今、樋高院長は、8月1日にこの規則の改正を知らされたとおっしゃいました。約1週間あるんですけど、どうしてこんなに差があるんですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

江原議員さんがおっしゃられたとおり、7月28日に辞令交付があられて、病院にあいさつに来られました。院長には、私のほうから統括監の立場について御説明をしたのは、先ほど院長がおっしゃられたとおり、8月1日に院長について説明を行ったということであります。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

私は、この規則ですよね、仕事をする上で条例や規則に基づいて職員の皆さん、日夜公僕として仕事を推進していただいておるわけです。第5条の第2項に、これだけ規則が変更された重要な資料です。私どもも、これだけの重要な資料をある方から聞きました。ある議員の方が資料を取り寄せたと。私も資料を総務課長にお願いをしました。何でこういう重要な資料を届けないんですかと聞いたら、「要求されないから出しません」と言われました。もうびっくりしました。

市長は本当にPRかれこれ一生懸命のようですが、本当にそういう現場の、あるいは市政 全体にかかわる問題を、条例じゃないからいいかもしれませんが、規則だから、自分たちで 変更して事務を推進していくと。でも、これだけ違う新しい部署、医療統括監と救急救命部 長と2つのポストをつくり、そして病院長を指揮監督するという、まさに市民病院の変更ど ころじゃありません。全く大変貌ですよね。こういう問題を知らされていない。議員が知りたければ、取り寄せなければやりませんよというようなことを、私、体験をいたしました。申し上げる次第であります。

ですから、今の伊藤事務長の答弁のように、これだけ重要なことを病院長に8月1日に知らせる。現場の責任者、この第2項を読めば、「病院長は、上司の命を受け――いわゆる医療統括監の命を受け――院務を統理するとともに、所属職員を指揮監督し、医療法による管理者となり、診療業務を掌理する。」ですよ。ただ、蒲池医療統括監からアドバイスを受けるだけじゃなく、これまでどおり市民病院のすべての職務を掌握していく、運営していく、その責任は病院長にあるわけです。もし医療訴訟等の問題が起こったり、あるいは病院で事の問題が波及したときには、必ず病院長はこれに対応しなければならないという規則じゃないんでしょうか。病院長、いかがでしょうか。

〇議長(杉原豊喜君)

樋高市民病院長

〇樋高市民病院長〔登壇〕

議員のおっしゃられるとおりです。 以上です。

〇議長 (杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

では、2点申し上げますが、いわゆるカラー刷りで医療改革、医療改革第2弾、数日前に 医療改革第3弾が出ました。これまだ市民の皆さんも目にされていないかと思います。この チラシと、それと夜間の救急入り口の改修をされました。こういう議論に病院長は参加され ているんでしょうか、病院長お願いします。

〇議長(杉原豊喜君)

樋高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

議論には参加しております。そして、そういういろんな重要な決定に関しては、私のサインと、稟議書が上がってきまして、私がチェックいたしまして、その後、統括監のほうに稟議が上がって、そして、その後、市長のほうに上がっていくという、そういう形式でございますので、私は参加しております。

以上です。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

○23番(江原一雄君)〔登壇〕

では、先ほど申しました第5条の第2項に医療法による管理者として、仕事を遂行されていると思います。ところが、この医療改革の第1弾、第2弾、これは医療法に抵触しているではありませんか。(資料を示す)市長は、このチラシを先頭になって配ってありますよね。ブログにもちゃんと掲載をされているようです。このチラシを8月10日の新聞折り込みで配布されました。私ども、新聞で見てびっくりしました。そしてまた、お盆前にこの第2弾が出ました。もう御存じのとおり、数点、医療法に抵触するという箇所があるわけです。紛れもなく、第2弾ではウオークイン、予約なしで夜間問わず診療いたします。救急なしでどうぞ。これは下手をすればコンビニ診療と言われて、いわゆる本来24時間体制年中無休というのは、これは最大間違いですよね。医療法の第6条の5項に、こういう記載が正しくないと書かれているわけであります。本来、病院の診療時間は月曜日から金曜日、朝の8時半から午後5時15分までが診療時間であります。

私は、この記載がまさにコンビニ診療、紛らわしい誤解を与える。書くとするならば、どういうことになるかというと、この第3弾が出ました。保健所から指摘されている項目はすべて削除されております。ここに医療法第6条の5項に抵触したということを、この第3弾は明らかにしているわけです。伊藤事務長、いかがですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第1弾、第2弾のチラシにつきましては、8月19日の日に杵藤保健福祉事務所のほうから 連絡をいただき、私のほうが出ていきました。

医療法第6条第5に関して、医療広告ガイドラインに照らして、チラシの内容については、おっしゃるとおり指導を受けました。指導内容については、今、江原議員がおっしゃるように24時間体制年中無休(114ページで訂正)というところがまずもって届け出と違う。私どもが届けているのは、診療時間としては、午前9時から16時(114ページで訂正)であります。それと救急救命センターを届けていないということでありました。この件につきましては、保健所のほうで私どもの思いも御説明を差し上げました。4月からの救急休止に基づき、一刻も早く市民の皆さん方に救急再開をお知らせしたかったという面で、私どものとらえ方としては、広報の一環なんだということについて御説明を差し上げ、ある一定の理解はいただいたというふうに思っております。第3弾につきましては、そういう延長線上で事前にビラについてはお知らせをいただきたいということでありましたので、保健所と協議をして、そのような形で出させていただいたところであります。

また、あわせまして、医療法の第6条の6、これは診療科名でありますけれども、これが ことしの4月より改正になっております関係で、この届け出の変更をしていただきたいとい うことが保健所のほうからありました。 この届け出の変更では、診療科名について、内科、外科をきちっと表示していただきたいということでありましたので、呼吸器科については呼吸器内科、消化器科については消化器内科、循環器科については循環器内科、肛門科については肛門外科ということで届けをして、なおかつ、新設としまして救急科を届け出しました。その内容が第3弾のチラシに入っているものというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長 (杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) [登壇]

今、伊藤事務長から答弁のように、もう一度お尋ねします。紛れもなく診療時間をやっぱり誇大に広告してはならないということなんです。そして、医療法は、その目的は、ドクターは営利目的をしてはならないというのが大原則です。ですから、通常、新聞折り込みでパチンコ店さんや、あるいはスーパーさんが、私たちも一緒ですが、その思いで折り込みをされております。それはいわゆる一般論としてあるわけですけれども、これは不特定多数の皆さんに配布をしてはならないということなんです。ですから、開業医の皆さんや1次、2次、3次医療の医療機関が第6条の5項、広告についてのガイドラインを乗り越えて配布してはならないというこの医療法です。こういう医療行為について、医療法に抵触したということに対して、そのサインを押したと言われる病院長、樋高院長、見解を、答弁を、認識を求めたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

[23番「病院長が判こ押したから聞いとるとよ」]

〔市長「ちょっと待って。僕が答える。議長」〕

[23番「市長じゃない」]

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

決裁の最高権者は私でございますので、決裁の最高責任者として答弁をさせていただきます。

私としては、医療法に抵触しているということは考えておりません。そのうち、私ども、これは県の医療統括監とも話を、私の窓口は県の医療統括監でございますので、医療統括監とこの件について事後協議をいたしました結果、この件の新聞折り込みについて、不特定多数云々という指摘を受けておりません。

ただ、先ほど申し上げましたように、今後は保健所に事前に届け出てほしいというお話が ありましたので、先ほど江原議員がおっしゃったとおり、第3弾については、保健所に事前 に協議をした次第でございます。

以上でございます。

[23番「病院長、お願いします」]

〇議長 (杉原豊喜君)

樋高市民病院長

〇樋高市民病院長 〔登壇〕

病院に関しては、私、ちょっと非常によくないんですけど、ビラの発行のときの内容に関しては、サインしていないんですよ、私は。ほんとに。あそこの前の救急外来の改修に関しては、私、サインしております。

〇議長 (杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

私は今の病院長の答弁で、ほんとに今現場が、私はほんとにさま変わりと同時に、異常だと。市長は、医療法の第6条第5項に抵触していないと。抵触しておるから第3弾で修正したんでしょう。(資料を示す)このチラシの裏側に各当直員のずうっと日付がして、写真があります。ここに、伊藤事務長おっしゃらなかったが、この各ドクターの横に括弧書きで外科医長とか外科副部長とか、いろいろ肩書が書いてあります。でも、この肩書は、現在いらっしゃる福岡和白病院の肩書なんですよね。なのに、このチラシは我が武雄市民病院のチラシですよね。こんな混同をされて、市民を惑わす。これは正しくないということで行政指導を受けたわけでしょう。たまたまこの医療法について罰則規定がないんですよ。そういうことで、行政指導ということで伊藤事務長答弁されましたように手直しをされたと。現実、事実でございます。

では、このポスターの印刷所はどこですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

ポスターの印刷所をお答えする前に、ちょっと江原議員さんと私どもの受けとめ方が若干違うというのは、私どもは指導をするから出てこいと言われたわけではございません。内容について説明を聞きたいということで出かけました。それで、確かに御指摘の部分の指導を含めて、結果として私どもの広報の一環ということも酌んでいただいて、今後は誤解を招く行為については、保健所のほうにも問い合わせがあったら困りますんで、前もってお知らせを願いたいということで言われたわけでございますので、そこのところについてはぜひとも御理解をいただきたいと思います。

それとあわせてですけれども、印刷所につきましては、福岡市の業者でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) 〔登壇〕

チラシにサインしていない病院長、夜間救急入り口のこの改修に当たりまして、サインを されたと言われました。その違いを聞きたいと同時に、伊藤事務長には、この夜間救急入り 口の改修業者はどこですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、決裁区分の話でございますけれども、これにつきましては、私の決裁で進めたものでございます。決裁区分のところでは、まずもって金額的な決裁並びに開設者であります市長に決裁を受けるもの、また、病院長に決裁を受けるものというのを院内で整理しています関係で、起案者である担当者から私の決裁ということで、私の決裁で行ったものでございます。

それと、救急の入り口等を含めた改修工事については、北九州の業者にお願いをいたしま した。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

印刷代の金額は幾らですか。夜間救急入り口の改修費用は幾らですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

印刷代につきましては、第1弾、第2弾とも2万5,000枚を印刷しました関係で28万円を支払っております。それと、あわせてですけれども、救急外来等々の修繕工事につきましては、405万円の消費税ということで、425万2,500円支払っております。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) 〔登壇〕

総務部長にお尋ねしますが、こういう契約については、市民病院ですけれども、どういう ふうにされているんですか。

〇議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

病院はあくまでも公営企業法にのっとった経営をされておりますので、一定、病院のほうに権限をゆだねております。

〇議長 (杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

では、これはすべて伊藤事務長の判断で相手方も決めて費用を使ったということですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

決裁区分についていろいろお聞きでございますので、ここで少し、ちょっと長くなります けど、決裁区分の部分でお答えをしておきます。

病院長の専決事項としましては、診療実施計画及び処理方針に関すること、職員の出張命令及びその復命に関すること、医師及び診療支援部分の職員の休暇、当直及び特殊勤務に関すること、医師等の勤務を要しない時間の指定に関すること、患者の診断及び入院証明に関すること、入退院の許可に関すること、院内の秩序及び取り締まりに関することが院長の専決事項ございます。したがいまして、それ以外の部分で、あと金額によりけりでございますけれども、修繕費については、私の専決範囲ということでそのようにとり行わせていただきました。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

時間がありませんので、もう1点、病院長にお尋ねをしておきたいと思います。

これは専門的なことでありますが、治験という言葉、いわゆる治める、実験の験でございます。この治験について、ちょっと御説明をいただきたいと思います。説明いただいて、この治験について市民病院としてのかかわりはあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

桶高市民病院長

○樋高市民病院長〔登壇〕

治験というのは、主に製薬メーカーが現場の医療担当者、または組織に対して薬とかいろんな薬品、または機械の効能とか効果を確認していただくということを患者さんと医師の契約のもとに行うことでありますが、それに対して政府が決められた詳しい規則にのっとってやりますし、そして、それに伴って一定の報酬も生じます。

うちは、現時点では治験は行われておりませんが、過去には何回かあったと思いますが、 詳しくは現在そらでは覚えておりません。現在はありません。

以上です。

〇議長 (杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

この治験というのは、第4段階があるそうです。第1相試験、第2相試験、第3相試験、第4相試験、いわゆる市販後調査ということもあるようです。この第4相試験、こういうのを病院長としてどこかにかかわるそういうのがあったら後で資料として出していただきたいと思いますし、この第4相試験、こういう市販後調査というのがあります。これは治験という言葉は、そういう意味では私も初めて聞くわけですが、勉強する中で出てきました。本当にこれは、先ほど病院長言われましたように、患者と医師との契約であります。これに対しての報酬がありますので、医療に携わる内部のものとして非常に一般市民にはわかりません。それはぶつかってみないとわかりませんけれども、過去にあったと言われましたが、もしそういう実態があったとするならば、文書で報告をお願いしたいと思います。求めておきたいと思います。

病院長については、以上。

〇議長(杉原豊喜君)

樋高市民病院長は退席されて結構でございます。

〔樋高市民病院長退場〕

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

先ほど申しました印刷代と夜間救急入り口の改修について、なぜ福岡の業者なんですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、救急の入り口について少し御説明を差し上げますけれども、入り口、入り口 で余り強調されますので、内容的なものについて少し御説明を差し上げます。

まずもって、1階の受付口をオープンカウンターにしました。それとあわせて、廊下が暗かったもんですから、その照明を補充したと。それと、救急処置室について床が凹凸、要はでこぼこに少しなっていましたので、この不陸整正、それと、医師が今まで2階で待機をしていましたけれども、即座に対応するために1階に移す必要がありましたので、看護師の休憩所について、そこを医師の控室に切りかえるための内装工事を若干行ったという部分であります。

これについて、何で福岡県内の業者だったかということでありますけれども、ちょうど改修が必要だろうということでしたときが、8月のちょうどお盆にかかったということもあって、お盆に対応している業者についてどこかないかということで探した結果、そういう形になったということであります。

それと、あわせましてチラシについても、私どものチラシの部分についてどういう形がいいのかということについていろいろ検討をしましたけれども、私ら事務方だけではなかなか思いつかない部分もありましたので、いろいろお伺いをした結果、福岡県内の業者がその辺については知識があるということでありましたので、それで対応をさせていただきました。以上です。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

図らずも、伊藤事務長、本音を漏らされましたが、発注業者についてお伺いをしましたと 今言われました。どなたにお伺いをしたんですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

池友会から来た一般事務の職員に、そういう経験を有するところはないかということでい ろいろ尋ねた結果でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

私はこの一件、発注について、武雄の市民病院のイメージを持って診療に当たられていますし、また、私たち市民もけがや病気で、今、外来や、あるいは入院されているかと思います。まして、6月にこの移譲先の選考委員会であります信友委員長の答申にも、第1項目に武雄市民病院のイメージを維持せろということを言われております。だけど、足元でチラシにしろ印刷にしろ、夜間入り口の工事現場にしろ、もうまさに和白病院の直結する業者さんが仕事をされているではありませんか。私はこの実態は、もう武雄市民病院ではなく、まさに新武雄和白市民病院みたいな動向になっているんではなかろうかと思う次第です。

そこで、市長にお尋ねしますが、市長は2月1日の広報で、市民の皆様には夜間時間外の 救急医療を適正に御利用いただくとともに、一般診療についてはなるべく通常の診療時間内 の受診への御協力をお願いしますと明確にメッセージを述べられております。しかし、私が 今指摘しましたように、この医療改革、第1弾、第2弾で24時間体制年中無休、まさに医療 法第6条5項に抵触するような形で誇大なPRがされております。紛れもなく、病院の通常 の診療時間というのは、先ほど言いましたように月曜日から金曜日、8時半から5時15分だと。ただ、救急告知病院として当然24時間体制で待機をし、その救急に対応する救急告知病院としての機能を持ち合わせている、そういう認識が必要なんです。一方で、このコンビニ診療、いわゆる時間内の診療、御協力をお願いします、市長述べておられますが、こういうことがどういう結果になっているか。

わずか1カ月の間で入院等の医療費につきまして試算をしていただいております。入院につきまして、約3,000円もはね上がっているんです。この実態を見れば、紛れもなくコンビニ診療と指摘されている実態が起こっているんではないでしょうか。この現実は診療単価について、入院がこれまで2万8,557円が3万1,815円、外来が9,108円が1万161円にはね上がっているんです。私は、当然救急として対応するという側面も十分あります。それは今まで武雄市民病院として機能を発揮してきたわけです。

しかし、皆さん、8月にこの診療体制が変わってから、数字でこういう形ではね上がって おります。

これはこれまで武雄市民病院は、入院については大体1人2万8,000円、ところが、福岡の和白病院は、1人当たり5万4,000円の入院単価なんです。ここに福岡の和白病院の果たす役割が顕著ではないでしょうか。1点、市長にこの違う認識を答弁求めたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

桶渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、コンビニ診療の定義でありますけれども、基本的に私はこれについては病院側が市民の皆さんたちにこれはやめてほしいと、すなわち供給者側から医療を必要な方々にそれをやられると十分な医療ができないということで、それは制限をかけているものだというふうに認識をしております。その上で今回、池友会に入ってもらって、24時間365日、これは私は、供給者側、病院側がこれで受け入れますと。受け入れることが可能であるということでありますので、これは市民の皆さんたちにとって、むしろ喜ばしい状況じゃないかと、かように考えております。

その上で、私は、きょう朝方、蒲池医療統括監から電話があって、たたき起こされました。 それはなぜかというと、報告があるということで、きのう、実は樋高院長、きょうおられま したけれども、池友会の医師と樋高院長が2人で執刀して、私は詳しくありませんけど、十 二指腸穿孔の手術をしたということであります。23時でございます。これは今までできなか ったわけですね。

で、私は蒲池医療統括監に聞きました。これは難しい手術ですか。ええ、難しい手術だよ。 場合によっては、命に直結する問題だと。これが23時に、ちょっと聞き違いがあったかもし れません。21時か23時か、すみません、これは聞き違いがあったかもしれませんけれども、 こういう深夜にできたということについては、樋高院長に感謝をしたいというお言葉を賜っ た次第であります。そういう意味で、私はむしろ、いい方向に、これはかなりいい方向にな っているんではないかと。市民の皆さんたちも喜んでいただく方向になっているんではない かというふうに考えております。その上で、先ほど入院費が3,000円はね上がっているとい う話がありましたけれども、これについては、今まで単純に申し上げますと、市民病院が3 次医療がやれなかった、できなかった、物理的に。そのために、入院単価が安い。あるいは レセプト、医療費が安いことをやっていた。だから今回は、今、入院患者の中では、脳内出 血の方もいらっしゃいます。心臓で心筋梗塞の一歩手前の方もいらっしゃいます。こういう 脳とか心臓の医療というのは、必然的に高くなる。これは議員御案内のとおりであります。 そういう意味で、今までそしたらそういった方々がどこで入院をされたか。これは佐賀の好 生館であるとか、嬉野であるとか、実際、その患者さんは入院費を払っていたわけですね。 診療費を払っていたわけですね。これが今回、近くの市民の、本当の身近の武雄市民病院で きちんとした医療を受けられるという意味で、単価がそういう意味で上がっていると。これ も私は(「よかこと」と呼ぶ者あり)市民にとって近くで医療を受けたいという方々にとっ ては望ましいことではないかというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) 〔登壇〕

今、市長はるる答弁されました。ここが大問題なんです。和白病院、池友会、医療法人池 友会が、自己完結型の病院なんですね。を、目指されております。これまでの武雄市民病院 は、いわゆる2次医療として1次医療の開業医の先生の皆さん、そこで地域連携で診療をお 願いしたり、逆紹介で診療を戻したり、そういう中で、今の市長の答弁に対して、それはそ れで一つのやり方としてあるんです。でも、このそういう形の医療の進め方が、大きなひず みを来すということを申し上げておきたいと思います。

時間がありませんので、(発言する者あり)

〇議長(杉原豊喜君)

静かにしてください、静かに。

○23番(江原一雄君)(続)

私は、武雄市民病院移譲先選考委員会のことについて数点お尋ねします。

第3回の選考委員会の中で、追加資料として過去10年間の医療訴訟の実態に関する資料を 求める、これがあります。このことについて説明を求めたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

角企画部長

〇角企画部長 [登壇]

委員長の判断で医療訴訟について提出せよということでございました。今、資料を持ち合わせておりませんので、後で提出いたします。

〇議長 (杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

ここに過去10年間の医療訴訟の実態に関する資料、ここで期限が過去10年間とありますが、 この意味するのは何でしょうか。

〇議長(杉原豊喜君)

角企画部長

〇角企画部長 [登壇]

選考委員長の指示でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

選考委員長の指示でこういう過去10年間の医療訴訟の実態に関しての資料を提出されて、2つの法人から出されていると思います。では、なぜ過去10年間なのか、ここが問題だと私は思いました。それはなぜかと申しますと、(資料を示す)ここに福岡での各紙の新聞の報道がされております。この中に蒲池医療統括監は8月1日着任されて、7月28日、基本協定を締結された後、7月29日以降、職員に向かって、いわゆる朝礼かれこれされているようであります。そういう意味では、武雄市の職員として、それぞれ思いで聞いておられると思います。と同時に、そういう中で発言され、話をされることは、まさに公的な問題だと私は認識します。そういう中で医療統括監が法律すれすれに事をやってきた、こういう言動をされているようであります。私は、その意味するところが、まさにここに「医療法人財団池友会沿革概略」というのが私どもに配られました。この中に、平成2年の5月に開設した福岡の糟屋郡にありました新粕屋病院213床の病院、これは欠落しているんですよね。平成2年の5月に開設して、平成5年の5月か夏場だったと思いますが、平成5年に病院が閉鎖されております。なぜ載っていないのか。

一つは、投薬ミスによる逆転認定ということで、蒲池真澄医師の診察を受けた患者さんが、あるいはそこの病院の下川ドクター、2人に対して医療ミスの認定訴訟を起こし、3,960万円の賠償命令が下されております。これは20年間にわたって裁判が続き、10年前、9月21日、判決で示されております。これは過去10年間ですが、当然、過去10年間の中にあった課題として、選考委員会で審議されたんでしょうか。

〇議長 (杉原豊喜君)

角企画部長

〇角企画部長 〔登壇〕

個々の事例については議論されておりません。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) 〔登壇〕

もう1つ大変なことは、「看護料不正受給、にせ医者診療、保険医取り消し、新粕屋病 院」、いろんな行為が平成2年、3年、4年にわたって行われております。それに関して、 医療法人池友会、当時蒲池真澄理事長であります。新粕屋病院の行政処分について協議した 福岡県社会保険医療協議会では、17日、保険医療機関の取り消しだけでは抜本的解決にはな らないとして、同病院を経営する医療法人池友会蒲池真澄理事長の刷新を求める声が相次い だ。そして、先ほど言いましたように法律すれすれという意味でありますが、一方で協議会 では、行政権限の最後の手段として、現在の経営陣が刷新されない限り、保険医指定の再申 請があっても、受け付けるべきではないと、法の枠内で間接的に理事長らの退陣を求める声 も出された。池友会の経営陣が現体制の維持に固執すれば、最悪の場合、新粕屋病院がこの まま閉院となる可能性もあり、今後の動向が注目されるとして記事が掲載されております。 そうした世論に押されて、ここに新池友会、医療法人池友会が経営しております新粕屋病院 が閉院しているんです。その開院と閉院がここに載っていないんです。私は、紛れもなく蒲 池真澄、現在武雄の市民病院の医療統括監が平成5年、15年前ですけれども、紛れもなく医 療界からある意味では、法のぎりぎりのところで法律にひっかからなかったというだけであ りまして、こういう行為に対して、厳しい処分が求められておったわけです。ですから、そ れを受けて池友会として、ここに平成6年、理事長交代であります。平成6年10月池友会理 事長に鶴﨑直邦就任、現在理事長鶴﨑直邦は現在に至る、こういう資料を提示されておりま す。紛れもなく蒲池真澄氏は池友会法人を運営する中で、経営陣として退陣をさせられてい るではありませんか。その本人が、現在、我が武雄市民病院で采配を振るいながら、こうい う契約の医療チラシとか、改修工事とか、紛れもなく池友会の方針どおり進められている、 あるいは医療に関しても、先ほど市長は紹介されましたけれども、私はこの市民の思いを、 私は疑念を抱く次第であります。

そういう意味で、一番最初に申し上げました公立病院懇談会の座長であります長隆先生が、「この経営形態の変更は一点の曇りがない形で進めるべきだ」とおっしゃっていることが、この間の市長が経営形態をしゃにむに進めている、そうした一点の曇りもない中で、大変大問題が私はあるんではないかと指摘をするわけであります。

私はこの池友会医療統括監、武雄市民病院では、医療統括監というポストであります。で

も、現場では、私も何度か職場に、病院に訪問して実態等お伺いしながら、伊藤事務長から も資料要求とお話を聞かせていただいております。そういう中で、医療統括監というポスト ではなく、会長という呼称で呼ばれているではありませんか。私はそういう行為が、紛れも なく武雄市民病院の運営として、武雄市民病院のイメージを維持するという選考委員会のこ の答申に私は逸脱していると思います。そういう点で、この基本協定、あるいは移譲協定す るべきではありませんし、基本協定書の破棄を求めざるを得ません。このままいきますと、 さまざまな問題が出てくるんではないかと危惧する一人であります。現に起こっているかも しれませんし、私はこの行為は現実にありましたように、こういう地元に印刷社や、あるい は建設業者さんもおられます。なのに、こういう問題を不問に付するわけにはいかない。伊藤事務長、いかがですか。

〇議長 (杉原豊喜君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

私から答弁申し上げます。

まず、その法律すれすれといった文言については、私もこれは聞いたことがあります。朝礼に出たときに、確かに瀟池統括監は法律すれすれということはおっしゃっています。これは事実であります。その上でおっしゃったのは、前後の文脈がありまして、私は人の命を助けたい。患者のために私は法律すれずれのことでも、それはやっぱり人の命を優先したいといったことを必ず述べられております。少なくとも私が同席したときはおっしゃっております。人の命、患者様がまず優先であるということをおっしゃっております。その上で、私はそういう意味で聞いておりますので、その違法行為であるとか、そういうこと、不正授受であるとか、そういったことは全く念頭に置かれていないというふうに認識をしております。その上で、先ほど新聞記事、西日本新聞でしょうか、すみません、私はそれは見たことはありませんけれども、たしか不起訴になっていたんじゃないでしょうか。最後の新聞のところには、大体事実関係が書いてあると思いますけれども、不起訴になっていると、これはある意味、日本の公権力、あるいはそちらの司法の世界ではそれは不問に付すということでありますので、そういう意味では、もう私はそれはある意味、刑事的にいった場合には、それはもう不問に付すということであるというふうに認識をしております。その上で、こういったやからが云々かんぬんというのは、それは非常に私は失礼な話だというふうに思っております。

現に実績を見ていただきたいと思います。患者様の70%以上の方が市民病院は大変よくなったと。28%の方が以前と変わらない。98%の方が以前と同じか以前よりいいという話がもうこの1カ月間で出ております。それと議員も何回も行かれて、私も行っております。その上で、明らかに病院内の雰囲気が変わっているということは、認識をしていただいていると

いうふうに思っております。私にはあいさつもしてくれなかった看護師さんが、このごろはにこっとあいさつもしていただきます。患者様のために私もやりたいと、こういうことを看護師がもう言っております。少なからず言っております。だから、そういう意味で、議員にお願いしたいのは、もう少し見守ってほしいということでございます。今しっかり、いろんな、足らざる部分は確かにあります。しかし、我々一丸となって、職員、そしてコ・メディカル、メディカル一丸となって頑張っておりますので、ぜひそういった温かい目で推移を見ていただきたいと、かように考えておりますので、私は基本協定の破棄であるとか、そういったことについては、全く念頭に置いておりません。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

今の市長の決意は、一昨年、平成18年4月16日当選されて、例えば、翌日からでも武雄市民病院に行かなかったんですか。この2年半、何回行かれましたか。いわゆる現場でもそうですが、当選されて平成18年、19年度、何回、いわゆる市民病院を、本当に今の思いで経営を、よりいい方向に、当然現場では平成19年度、職員の皆さん、樋高院長を先頭に黒字に持っていきたいと努力されていた。ところが市長は、昨年、ここ12月10日の一般質問で、救急医療は、この武雄地区にはしていない、そういう文言で答弁をされました。それで12月26日に11名の勤務医の先生が辞表を出されたんではありませんか。まさに市長が逆なでしたわけですよね。これは見解の相違とこれまで議論してきました。でも、市民の医療を語るならば、なぜその池友会に、基本協定をする前の間、市民病院に行って、朝、昼、晩行ってそれができなかったんですか。今、池友会に7月28日以降、朝、昼、晩行かれているという話も聞きますよ。当然私も行きました。ほんな先週の9月12日の金曜日――もとい、これは日付がちょっと違いましたね。その同じ週ですけれども、ちょうどお昼、市長もおられました。ちょっと遠くでしたから、声はかけませんでしたけれども、いらっしゃいました。いわゆる本当に朝、昼、晩いらっしゃっているのかなと思いました。その違いは何ですか。

〇議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず私が着任してから、これは議会でるる述べておりますけれども、市民病院がやはり立ち行かなくなるのではないかといったことについては、私は5月、当時の企画部長からレクチャーを受けたところであります。こんなに大変なのかと。それと、そこから始まる新臨床制度の影響であるとか、さまざまなことを私はレクチャーを受けたところであります。これ

はまず長期的なことを抜本的に考えなければいけない、そういう思いで、私は結果的に選考 委員会を開いていただいて、今回の池友会への民間移譲ということになったわけであります。 長期的な観点から、私は市長としては判断をしたところであります。

その上で短期的、確かにおっしゃるとおり、市民病院については、私はある意味もっと行けばよかったかなというふうに率直に言って思います。これの意思の疎通がもう少しきちんとできていればよかったかなといったことについては、それは率直に認めたいと思います。

その上で、私は何回行ったではなくて、どれだけ一体感になるのかといったことについては、私は池友会に民間移譲してから、そこで決意をした次第であります。そういった意味で、私は今まで確かにそんなに行っていなかったというのは委員のおっしゃるとおりでありますけれども、それを糧として、今一体となるべくいろんな方々とお話をして、そして、患者さんからも直接意見を聞くべく、そして、今が非常に不安定な状況であります。そういった意味で、私は自分にできることの最大限の範囲を市民病院の、命を守るという意味では市政の今最重要事項だと思っておりますので、議員が、やはり市長は現場に行きなさいと言ったことも、私は前の質問で承ったと。それを私は糧として今行っているところであります。とにかく現場をきちんと、その場で判断できるところは判断をするというのが私の今の姿勢でございます。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番 (江原一雄君) 〔登壇〕

もう今の答弁、支離滅裂ですよ。平成20年度武雄市民病院特別会計がこういう状態で市長の一言でがたがたになって、5億か6億の赤字が出ると。これはことし、平成19年度ですから、平成19年3月の定例議会の総務常任委員会で樋高院長が出席をしていただいて、早く経営形態を変えないと6億の赤字が出る、こういうあいさつをされました。ですから、私はまさに市長が招いたこの赤字を、今まで一般会計から1円も入れていないこの市民病院の経営状況を、市長の一言で、市長の姿勢で大破綻を来そうとしているんですよ。この責任は市長一人本当にしょっていただきたい。責任をとらざるを得ないと思いますよ。

では、先ほど言いましたように、市長が市民病院の管理者として、開設者として、本当に市民病院を盛り立てて進めていかなければならない市長が、一方で必死になって福岡和白病院という、いわゆる医療法人池友会に瞬く間に移譲を進めていかれました。この動きと今の答弁とは紛れもなく一致するんではないですか。これまでも過去2年間、本当に市民病院を市民病院として育てようという心のこもった市民の医療をしようと思っていなかったんじゃないですか。今になって、この赤字をいかに埋めるか、それにきゅうきゅうとしている市長の姿が今の答弁ではありませんか。私はこれだけ医療法人池友会のこの蒲池真澄氏のこれま

でのドクターとしての姿勢を市民の皆さんの前に明らかにしました。直ちに基本協定書の破 棄を求める次第であります。そして、本当に地元の開業医の先生、そして、南部医療圏の16 万人の人口のもとで、救急医療施設は1,263あるんですよ、ベッドは。昨年の12月、ここに 大きなパネルを持って市長は武雄地区には救急医療施設がない。本当にびっくりするような 答弁、説明をされました。あれはあのグラフは南部医療圏、杵藤広域圏の中では1,263ベッ ドあるんです。お隣、伊万里地区は西部医療圏、唐津を中心にした唐松、東松浦北部医療圏、 市長御存じのように、佐賀市、多久を中心に中部医療圏、鳥栖、三養基を中心にした東部医 療圏、県内5つの医療圏があります。そういう医療圏の中で、1次医療、地元の開業医の先 生、そして2次医療、そして3次医療として、そうした地域連係プレーが、これが本当に医 療の持続性があるシステムを今後とも進めていかれると思います。まさに樋渡市長はしゃに むに福岡医療法人池友会との移譲協定を進めてこられました。法律担当は自分だと、市長み ずからだと答弁されております。――もとい、答弁ではなく、ちょっと私も頭が混乱してい ますけれども、法律担当として、多分答弁でありますけれども、法律担当として本当にしゃ にむに進めてこられました。もう時間がありませんので、私は先ほど申しましたように、医 療法人池友会との基本協定を破棄すると同時に、契約の推進をしないことを求めて、私の質 問を終わらせていただきます。